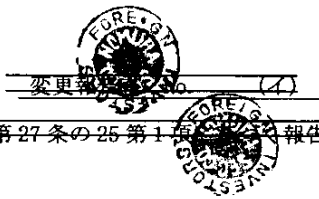


大量保有報告書



受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番 号
X	14	A	402 91

(法第27条の23第1項に基づく報告書) (法第27条の25第1項に基づく報告書)

関東財務局長殿 ロバート タン チュン シ

氏名又は名称 常任代理人 印(ロ) 報告義務発生日 平成 14 年 1 月 24 日 (ハ)

東京都中央区日本橋1丁目9番1号
野村証券株式会社

住所又は本店所在地 取締役 氏家 純一

平成 14 年 1 月 31 日 提出
(日本工業規格 A4 210×297 ミリメートル)

第1 提出者に関する事項

1 発行会社 (ニ)

14.1.31

発行会社の名称	日新製糖(株)	会社コード	2116	頁 / 総 頁	1 / 3
上 場 証券取引所	※ 1 東京 2 大阪 3 名古屋 4 京都 5 広島 6 福岡 7 新潟 8 札幌	※ 1 上場 2 店頭		提出者及び共同保有者の総数	1名
本店所在地	東京都中央区日本橋小網町14-1			提出形態(ホ)	※ 1 連名 2 その他

2 提出者 (大量保有者) (ヘ)

※ ① 個人
2 法人 (1 株式会社 2 有限会社 3 その他(デラウェア州法人))

フリカナ(カタカナ) 氏名又は名称 ロバート タン チュン シ

フリカナ(カタカナ) 住所又は本店所在地 ジャラン ビグス 10350, ジョージタウン プラウ ペナン マレーシア
Jalan Biggs 10350, Georgetown, Pulau Penang, Malaysia

フリカナ(カタカナ) 旧氏名又は名称

フリカナ(カタカナ) 旧住所又は本店所在地 〒

個人	生年月日	<u>27 年 10 月 19 日</u>	(フリカナ)	<u>アジ-ビー コーポレーション エスティー-エヌ ビー-エイティ</u>
	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成	<u>6 昭和</u>	勤務先名称	<u>IGB Corporation Sdn Bhd</u>
法人	職 業	<u>グループ マネージング ディレクター</u>	勤務先住所	<u>23RD FLOOR MENARA IGB 1 THE BOULEVARD MID-VALLEY CITY, LINGKARAN SYED PUTRA 59200 KUALA LUMPUR MALAYSIA</u>
	設立年月日	年 月 日	(フリカナ)	代表者役職
	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成		代表者氏名	
事務上の連絡先及び担当者名		<u>東京都中央区日本橋一丁目九番一号 野村証券株式会社 田島 正文</u>		
		電話番号	<u>03 (3278) 0477</u>	

3 保有目的 (ト)

長期投資を目的とした保有

第一号様式(2)

発行会社の 会社コード	2116
----------------	------

頁 / 総頁	2 / 3
--------	-------

提出者（大量保有者）の 氏名又は名称	ロハートワンテンシ
-----------------------	-----------

4 上記提出者の保有株券等の内訳（千）

	27 条の 23 第 3 項本文	27 条の 23 第 3 項第 1 号	27 条の 23 第 3 項第 2 号
株 券	5,449,000 株	株	株
新株引受権証書	A 株	\	H 株
新株引受権証券	B 株		I 株
転換社債券	C 株		J 株
新株引受権付社債券	D 株		K 株
対象有価証券バックワラント	E		L
株券預託証券			
株券関連預託証券	F		M
対象有価証券償還社債	G		N
合 計	O 5,449,000 株	P 株	Q 株
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R 株	発行済株式総数 (14 年 1 月 31 日現在)	U 67,046,000 株
保有株券等の数（総数） (O+P+Q-R)	S 5,449,000 株	上記提出者の 株券等保有割合 (S / (T + U) × 100)	8.13%
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	T 株	直前の報告書に記載 された株券等保有割合	- %

5 当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況（リ）

年 月 日	株 券 等 の 種 類	数 量	取得又は処分の別	単 価
平成 14 年 1 月 24 日	株券	5,449,000 株	※ 1 取得 2 処分	148 円
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	

発行会社の 会社コード	2116
----------------	------

頁 / 総頁	3 / 3
--------	-------

提出者（大量保有者）の 氏名又は名称	パートナーファウンディ
-----------------------	-------------

6 当該株券等に関する担保契約等重要な契約（又）

当該株券 5,449,000 株は Nomura Singapore Ltd からの資金融資の担保となっている。 （契約名： Collateral under the Deed of Standard Terms for Secured Revolving Credit Facility）
--

7 保有株券等の取得資金（ル）

(1) 取得資金の内訳

自己資金額(千円)	R	133,880	借入金額計(千円)	S	675,798
-----------	---	---------	-----------	---	---------

その他(具体的に)	
その他金額計(千円)	T

取得資金合計 (R+S+T)(千円)	809,678
-----------------------	---------

(2) 借入金の内訳

番号	* (フリガナ) 名称(支店名)	業種	* (フリガナ) 代表者氏名	* 所在地	借入 目的	金額 (千円)
1	(ノムラ シンガポール リミテッド) Nomura Singapore Ltd	マERCHANTバンク	(ヤマサキ ヒロマサ) 山崎 啓正	6 Battery Road, #34-01 Singapore 049909	※1②	675,798
2					※12	
3					※12	
4					※12	
5					※12	
6					※12	
7					※12	
8					※12	
9					※12	
10					※12	

POWER OF ATTORNEY

We, Nomura Singapore Limited, (the "Attorney-in-fact"), a corporation organized and existing under the laws of Singapore, having its principal office at 6 Battery Road #34-01 Singapore 049909, acting for and on behalf of Mr Robert Tan (the "Beneficial Owner") based upon the duly executed Undertaking Letter dated 23 January 2002, hereby appoints Nomura Securities Co., Ltd. 9-1, Nihonbashi 1-chome, Chuo-ku, Tokyo, Japan as agent with full power to act on behalf of the Attorney-in-fact:

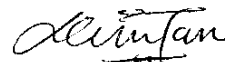
- (1) to execute and file with the Minister of Finance of Japan a report(the "Report") under Article 27-23(1) of the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") in connection with the Beneficial Owner's holding of shares of stock issued by Nissin Sugar MFG. Co.;
- (2) to execute and file with the Minister of Finance of Japan any reports of change pertaining to the Report under Article 27-25(1) of the SEL(the "Reports of Change");
- (3) to execute and file with the Minister of Finance of Japan any amendments to the Report or the Reports of Change under Article 27-25(4) of the SEL(the "Amended Reports"); and
- (4) to do any and all such acts and things and to execute and deliver any and all such other documents as may be necessary or desirable in connection with the filing of the Report, the Reports of Change or the Amended Reports with the Minister of Finance of Japan.

IN WITNESS WHEREOF, the Attorney-in-fact has caused this Power of Attorney to be executed by its duly authorized representative this 28th day of January 2002.

Signed, Sealed and Delivered by)
Nomura Singapore Limited)



Director: Mr Hiroshi Nishikawa



Company Sec: Mr Kevin Tan

(訳 文)

委 任 状

シンガポールの法に基づいて設立され存続する法人であって、6 バテロー ロード #34-01
シンガポール 049909 に主たる事務所を有し、2002年1月23日付にて執行されたアンダーク
レターに基づき、最終保有者たるハートマン氏に代わって、その代理人であるムラ シンガポ
ール リミテッド (以下「当会社」という) は、ここに日本国東京都中央区日本橋1丁目9番1
号に事務所を有する野村証券株式会社を代理人として選任し、当会社のために下記の行
為を単独で行う完全な権限を付与する。

記

- (1) 日本国証券取引法 (以下「証取法」という) 第27条の23第1項に基づき、株式会社
日新製糖に係る有価証券の当会社による保有に関し、報告書 (以下「報告書」という)
を作成しこれを日本国大蔵大臣に提出する件
- (2) 証取法第27条の25第1項及び第2項に基づき、上記報告書に係る変更報告書 (以下
「変更報告書」という) を作成しこれを日本国大蔵大臣に提出する件
- (3) 証取法第27条の25第4項に基づき、上記の報告書及び変更報告書に係る訂正報告書
(以下「訂正報告書」という) を作成しこれを日本国大蔵大臣に提出する件
- (4) 上記の報告書、変更報告書又は訂正報告書の日本国大蔵大臣への提出に関して必要又
は望ましい一切の行為及び事項を行い、かつかかる提出に関して必要又は望ましいそ
の他一切の書類を作成しこれを交付する件

上記を証するため、当会社は、2002年1月28日、当会社の適法に授權された代表者又は
代理人をして本委任状に署名せしめた。

ムラ シンガポール リミテッド

署 名

氏名： 西川 寛、ケビン

上記正訳いたしました。

(氏名) 田島 正文